

省エネルギー判断基準等小委員会の設置について（案）

1. 目的

東日本大震災に伴う電力供給力の低下により、需給ひっ迫のリスクが高まる一方で、我が国の経済の発展のためにはエネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体勢の強化に万全を期すことが重要であるが、一方で民生部門のエネルギー消費の削減及び地球温暖化対策の推進のため、住宅及び建築物における省エネルギー対策のより一層の強化が求められている。特に省エネルギー法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準については、現行のエネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）に基づき、住戸又は建築物の全体のエネルギー消費量による基準に見直す必要がある。

このため、これらの基準の見直しに際しては、専門的な検討を行うため、建築環境部会に「省エネルギー判断基準等小委員会」を設置することとする。

また、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立した場合には、当該法律に基づく低炭素建築物の認定基準についても検討を行うものとする。

2. 検討事項

(1) 省エネルギー法に係る次の基準の見直し

- ① 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
- ② 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 等
- ③ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定に係る基準の策定

（法律が成立した場合）

3. 検討体制

(1) 省エネルギー基準の見直し

経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」の合同会議により検討を行う。

(2) 低炭素建築物の認定に係る基準（法律が成立した場合）

経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会 住宅・建築物判断基準小委員会」、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会」及び「中央環境審議会 地球環境部会 低炭素建築物に関する専門委員会」の合同会議により検討を行う。

4. 省エネルギー基準の見直しの検討スケジュール（予定）

平成 24 年 8 月 21 日 第 1 回 合同会議

8 月 31 日 第 2 回 合同会議

9 月 10 日 第 3 回 合同会議

～パブリックコメント～

10 月中旬 第 4 回 合同会議

（年内に告示の公布・施行）

※低炭素建築物の認定基準の調査審議については、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立した場合に、その後実施予定。

社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会
省エネルギー判断基準等小委員会 委員名簿（案）

（敬称略、五十音順）

委員長	さかもと 坂本	ゆうぞう 雄三	独立行政法人 建築研究所 理事長
委員	あきもと 秋元	たかし 孝之	芝浦工業大学 工学部建築工学科 教授
	いかが 伊香賀	としはる 俊治	慶應義塾大学 理工学部システムデザイン工学科 教授
	いく 伊久	てつお 哲夫	社団法人 住宅生産団体連合会 住宅性能向上委員会 委員長
	うすい 碓氷	たつお 辰男	一般社団法人 不動産協会 環境委員会委員長
	さわだ 澤田	まさのり 雅紀	全国建設労働組合総連合 住宅対策部長
	さわち 澤地	たかお 孝男	独立行政法人 建築研究所 環境グループ長
	すずき 鈴木	ひろたか 大隆	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境科学部長
	せいけ 清家	つよし 剛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授
	たかい 高井	ひろあき 啓明	社団法人 日本建設業連合会 サステナブル建築専門 部会主査
	のほら 野原	ふみお 文男	株式会社 日建設計 執行役員 設備設計部門代表
	まえ 前	まさゆき 真之	東京大学大学院 工学系研究科 准教授